

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第35号

個人情報保護法 ～個人情報漏えいした場合のルール～

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所に参画。



弁護士
今西 淳浩

I ntroduction

はじめに

園は、園児とその保護者に関する個人情報を取扱っており、個人情報保護法上（以下「法」といいます。）の「個人情報取扱事業者」として、個人情報の取得・管理・利用・第三者提供等について守るべきルールが課されています。メルマガ第3号では、前記の「第三者提供」に関するルールに反しないよう、保育中の様子を撮影した写真や動画のホームページ掲載にあたっては事前に職員・保護者らの同意を得る必要がある、というお話をしました。

本号では、第3号のお話と異なり周知が浸透していないと思われる「個人情報漏えいした」という問題が発生した後の場面において、法が個人情報取扱事業者である園にどのような義務を課しているのか、についてお話しします。



D uty

園の義務

（1）法令

法は、漏えい等個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定める以下の①～④の事案が生じたとき（以下、「対象事案」といいます。）は、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人にその旨を通知することを義務付けています（法26条）。

後半につづく▶

Duty（後半）

<対象事案>

- ① 要配慮個人情報の漏えい等
例：職員、園児の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした
- ② 財産的被害のおそれがある漏えい等
例：クレジットカード番号の漏えい
- ③ 不正の目的によるおそれがある漏えい等
例：不正アクセスによる個人データの漏えい
個人データが記録された書類・媒体の盗難
- ④ 1000件を超える漏えい等



（２）園の義務Ⅰ（個人情報保護委員会への報告）

ア 速報

上記の対象事案の発生を知ったときは、速やかに（概ね３～５日以内）、個人情報保護委員会に報告しようとする時点において把握している内容を報告する必要があります。

イ 確報

そして、30日以内（上記③の不正の目的によるおそれがある漏えい等の場合は60日以内）に全ての報告事項を報告する必要があります。

ウ 個人情報保護委員会の指導等

報告を受けた個人情報保護委員会は、園に対し、場合によっては報告を求め、あるいは、立入検査を実施し、事案に応じ、指導・助言、勧告・命令などを行います。命令に従わない場合、刑事罰が科されます。

（３）園の義務Ⅱ（本人への通知）

本人へ通知する際には、概要、漏えいした個人データの項目、原因などの内容を、本人にとってわかりやすい方法（文書の郵送、電子メールの送信）で行うこととされています。

S

ummary

3. 最後に

個人情報の漏えい等が発生したときに園に課されている義務についてお話をしました。ただ、紙面に限りがあり、概要をお話ししたに過ぎません。詳細につきましては、個人情報保護委員会のHPに、解説動画、報告書の記載例など有益な資料等が掲載されていますので、そちらをご確認ください。

レーヴ法律事務所

国の困りごと、何でもお問合せください

～国の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平
TEL: 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一 ■弁護士 今西 淳浩
Email: reve.info@reve-law.jp

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二
HP: <https://www.reve-law.jp/>

